

広島県告示第三百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十七年六月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年六月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

千代田八千代線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市八千代町向山字鳥屋ケ丸一〇〇〇一 番四地先から 安芸高田市八千代町向山字鳥屋ケ丸一〇〇〇一 番四八地先まで	新	旧	一四・二〇〇 四四・〇〇〇	二二五・〇〇	拡幅
	旧	新	一七・五〇〇 四八・〇〇〇	二二〇・〇〇	
安芸高田市八千代町向山字鳥屋ケ丸一〇〇〇 四番八地先から 安芸高田市八千代町向山字鳥屋ケ丸一〇〇〇 四番三地先まで	新	旧	一七・五〇〇 四三・〇〇〇	二二〇・〇〇	一部拡幅 一部幅員減 少 不用物件延 長四〇・五 〇メートル
	旧	新	一七・五〇〇 四三・〇〇〇	二二〇・〇〇	